

# 事務局説明資料③

(外国銀行支店に対する規制について)

平成24年12月13日

金融庁総務企画局企画課  
信用制度参事官室

# 外国銀行支店に対する規制について

## 【資産の国内保有義務】

- 現在の国際的な環境に照らすと、現時点において、外国銀行支店に対し、資産の国内保有義務を法令上一律に義務付けることは必ずしも適切でないと考えられ、また、その実効性の確保についても課題がある。
  - (※)破綻処理に関する国際的協調が求められる中、我が国が外国銀行支店に対し法令上一律の規制を課すことにより、我が国銀行の海外での活動にも影響を与える可能性。
  - (※)第8回事務局説明資料(10/16)における、「国内保有を求める規模や資産保有の方法について、外国銀行支店の実態を踏まえたものとするのが適当ではないか」との整理に基づき、実態把握を進めていたが、多様なビジネスモデルに対し、一律の水準・方法を決定することは困難。
- このため、資産の国内保有のあり方等については、引き続き将来的に検討していくことが適当ではないか。

## 【預金保険制度】

- 外国銀行支店については、
  - ・ ビジネスモデルや内部管理態勢が相当程度多様である。
  - ・ また、上記のように、国内資産保有義務を現時点で法令上一律に義務付けることは必ずしも適切でないと考えられる。
- このため、外国銀行支店に対する預金保険制度への加入についても、引き続き将来的に検討していくことが適当ではないか。
  - (※)預金者保護(特にリテール預金の預金者の保護)の観点からは、将来的な制度のあり方としては、預金保険の対象とすることが望ましいと考えられる。外国銀行支店の預金保険制度上の具体的な取扱いについては、外国銀行支店のビジネスモデルや内部管理態勢等の今後の動向等を踏まえつつ、資産の国内保有のあり方等の検討と併せ、結論を得ることが適当ではないか。

## 【更生特例法の適用等】

- 外国銀行支店に係る外国銀行にも更生特例法を適用し、当局による民事再生手続、会社更生手続、破産手続の開始の申立権や保全処分等の申立権を付与することが適当ではないか。
  - (注1) 金融整理管財人制度や、預金保険機構が預金者のために外国倒産手続に参加する措置の導入は、預金保険機構の関与が前提となるため(※)、外国銀行支店に対する預金保険制度への加入とあわせ、引き続き将来的に検討していくことが適当ではないか。
    - (※) 預金保険機構は、預金者及び預金等の内容を予め把握していないことから、外国倒産手続の参加の前提となる預金者表を作成できない。
  - (注2) FSB「主要な特性」では、外国銀行支店も実効的な破綻処理制度の対象とすべきとされていることから、金融機関の破綻処理の新たな枠組みの対象としては、外国銀行支店も含めることが適当ではないか。

## 【信用秩序維持のための措置】

- 外国銀行支店に対しては、母国当局として監督を行なうことができないため、本店を含めたグループ全体の状況の把握については一定の限界がある。また、外国銀行支店がグループ内の取引を行う場合には、本店への回金を含め、取引に伴うリスクの所在を支店が適切にコントロールすることが十分にできるかとの問題もある。
- このため、外国銀行支店の健全性確保のため、一定の規律は必要ではないかと考えられる。また、外資系現地法人については、一定の金融グループ内取引に対して大口信用供与等規制を課す方向で検討していることから、これとのイコールフットイングを確保する観点も重要と考えられる。
- したがって、信用秩序の維持の観点からの規律を設け、これに伴い必要な監督上の措置をとることができるようにすることが適当ではないか。
  - (※) 具体的には、免許付与の審査基準を明確化し、日常監督への適用を行なうことが考えられる。
  - (※) WTO協定上も、信用秩序の維持の観点から必要な措置を採ることを妨げないとされている。

## 【その他】

- 上記の整理を踏まえると、外国銀行支店の預金者に対しては、
  - ・ 預金保険制度の対象外であること
  - ・ 外国銀行支店に係る外国銀行本体の支払能力(財務の健全性)の第一義的責任は母国監督当局であること、等について、顧客に対し説明義務を課すことが適当ではないか。
  
- 現行の当期純利益の10分の1の資産の国内保有を義務付ける現行の利益準備金規制に代えて、国内銀行の最低資本金(20億円)に相当する資産の国内保有を義務付けることが適当ではないか(既存の外国銀行支店に対しては経過措置を設ける)。また、現行の国内資産保有命令については、実効性確保のため罰則(現在:100万円以下の過料)を引き上げることが適当ではないか。
  
- 支店単位の自己資本比率規制、早期是正措置、大口信用供与等規制を課すことは、現時点では現実的ではないのではないか。
  - ※ 諸外国でも、外国銀行支店単位の自己資本比率規制を設けている例は殆ど見られない。
  
- 流動性規制については、バーゼルⅢの流動性規制は外国銀行支店レベルでは適用されないこと(母国当局が連結ベースで規制するもの)、バーゼルⅢの施行は2015年であることから、国内銀行への適用の在り方等も踏まえ、引き続き検討することが適当ではないか。